

一般質問

本間敏行

〔ふらの未来の会〕

中心市街地活性化・本通り振興会の振興対策

問 中小企業振興対策の店舗修補助や新規出店補助の実績はどうなっているのか、その中には、本通り振興会にかかるものはあるのか。



本通り振興会風景

問 今後、本通り振興会などを商店街振興や活性化を図るためにきつかけづくりや、勉強をしてみたいとの希望があつた場合、市としてはどのような支援が考えられるのか。

答 商店街の振興や活性化を図るための支援の考え方については、商店街振興にかかる各種事業メニューやその内容などの情報提供について、今後とも商工会議所等と連携しながら、積極的に取り組んでいきたいと考えている。

商店街の振興については、商店街が自主的に考え、主体的に取り組むことが基本であり、その実現に向けて市が関係機関・団体と連携しながら協力・支援をしていくことが重要であると考えている。

廣瀬寛人

〔ふらの未来の会〕

消費税改定に伴つ見直し作業は

問 消費税の課税、非課税および市が直接収入するものと指定管理者の収入となる料金の取り扱いは。

答 市が直接収入とするものは今回の消費税改定時には料金改定を行わず、平成27年10月1日に予定されている消費税率10%の改定時に料金改正と併せて適正な料金設定を考えている。指定管理者が徴収する料金は、消費税分を転嫁した料金に改めるよう条例改正をする。

税額表示方式は。

答 これまで同様、税込み価格の総額表示方式としながら平成27年10月1日に予定されている消費税率10%の改正を見通す中、市民・利用者に分かりやすい表記に努める。

答 基本的には期間中の見直しはない。ただし、協定期間中に定めのない突発的な事象・事案、又は疑惑が生じた場合は、双方協議の上定めることになつており、隨時、指定管理者と意見交換を行い情報共有する中で、必要に応じて協定内容の見直しがついても協議していくものと考へる。

指定管理者制度は

答 当該施設の指定管理業務において必要経費について、業務遂行上の職員等の人工費、委託料や燃料光熱費の経費などを積算し年度ごとに利用者からの料金収入等をもつて支出を賄えな部分を算出。



指定管理者運営施設